

# ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業

## ■補助要件等の主な変更点（令和6年度⇒令和7年度）【参考】

○完了報告の期限を「完了から30日以内、かつ2月末日まで」に改定

○様式（事業計画書等の記載内容）の一部変更

○添付書類「日向市税の完納証明書」の要件を変更（証明日から1ヶ月以内のもの）

○省エネ等リフォーム

- ・開口部や外壁等の断熱改修に関する基準値を改定
- ・ユニットバス設置による高断熱浴槽の申請方法を整理
- ・子育て対応改修の要件「子育て世帯」について、居住者であることを明記
- ・子育て対応改修のキッチンセット対面化の一部要件を緩和
- ・木質化改修における地域産材の要件を拡大

※上記は、参考のために変更点のうち主な内容を抜粋したものです。要件等の詳細については、手引きや要綱を確認してください。